

## 第96回産業統計部会議事概要

1 日 時 令和2年1月8日(水) 13:55~15:40

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂(部会長)、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【審議協力者】

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、日本銀行、東京都、愛知県

【調査実施者】

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室：要藤室長ほか

【事務局(総務省)】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：上田参事官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 建築着工統計調査の変更について

5 概 要

- 令和元年12月20日の統計委員会における委員の意見について共有した後、審査メモに沿って、建築着工統計調査のうち、主に補正調査について名称の変更や報告者の選定方法等について、審議が行われた。

その結果、変更計画については、これまでの統計委員会の審議の内容を踏まえたものであり、おおむね適当とされた。

- その後、答申(案)の方向性について、川崎部会長から取りまとめ方針の説明があり、部会として了承された。なお、今後、答申(案)は、書面決議により取りまとめた上で、統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 建築着工統計調査の変更

① 補正調査について

ア 調査の名称の変更

- ・ 新たな調査の名称(建築工事費調査)は、調査の内容を的確に表している。

イ 報告者の選定方法等の変更

- ・ 工事費予定額20億円以上の全数層でデータの欠損が生じた場合はどのような

対応を行うのか。また、結果の補完は、どのような補助情報を用いるのか。

⇒ 何度も督促を行うことにより、データの欠損が生じないようにしたいが、仮に欠損が生じた場合は、総務省から提案された方法により、処理する。

⇒ 総務省の提案内容は、全数層においても回収率の逆数を乗じて補完することであるが、併せて工事実施予定額は全数分のデータがあるので、それを補助情報として比推定を行うことも提案している。

- ・ 総務省の提案の内容は、国土交通省にも十分に理解してもらい、ブラックボックス化しないよう注意してほしい。また、ネイマン配分法の抽出率の見直しはどの程度の頻度で行う予定か。

⇒ ネイマン配分法における各階層の抽出率は、2、3年固定と考えているが、毎月、調査対象の抽出を行うため、今回採用するネイマン配分法による配分比率と比較・検証することとしたい。

- ・ 国土交通省は、ネイマン配分法の手法や標本設計について理解を深めることが重要である。また、階層別の抽出率や閾値の設定について定期的に見直しを行うことが必要である。さらに、利用者に対しては、層別の抽出率等の情報を提供し、どのように調査対象を抽出しているか明らかにしていただきたい。

⇒ 適切に対応する。

## ウ 調査方法の変更

- ・ 報告者については、試験調査の「建築主」から「工事施工者」に変更しているが、大規模な工事施工者だと一工事施工者に対し、複数工事の報告を求めることが想定され、忌避感等から回収率の低下等が生じる可能性があるが、試験調査と報告者を変更することによる影響を何か想定しているか。

⇒ 報告者に忌避感が生じるかどうか、現時点で検証はできていないが、督促を工夫するなどして、回収に努めたい。なお、大手の建設会社においても営業所等が報告者になるため、1か所に調査票が集中する可能性は低いと思われる。

- ・ 民間委託する際には、目標回収率をどの程度に見込み、督促を何回程度行うことを想定しているか。

⇒ 現時点で具体的に目標回収率や督促回数を見込み等は想定していないが、今後、予算等も勘案しつつ、回収率を高く確保できるよう民間委託の契約内容を決めていきたい。

- ・ 民間委託をしている他の統計調査の例も参考にして、結果精度を確保できるようしっかりと取り組んでいただきたい。

## エ 調査事項の変更

- 今回の調査票様式をみると、どの建物が調査対象になっているか特定できるような欄がないため、報告者は、調査票にどの建築物の情報を記入すればよいのか分からないのではないかと。また、回収された記入済みの調査票について民間事業者で確認作業等を行う際に、本当に正しい情報が記入されているのか確認できないのではないかと。このため、調査票の中にどの建築物を調査対象としているのか、明記しておく必要があるのではないかと。
  - ⇒ 調査票を送付する際には、建築工事届の内容を転記したのもも同封することを考えているので、例えば調査票の返送時に、その転記したのもも併せて返送してもらうことや、調査対象の建物が識別できるよう、整理番号を付する等の対応をとることにより、どの建築物の内容を調査対象としているのか、どの建築物について報告されているのかが明らかになるよう対応したい。
  - ⇒ 作業の手戻りが生じないように、適切な対応をお願いしたい。
- 新たに把握する「工事の着工日」及び「工事の完了日」については、特に集計を予定していないが、報告義務を課して報告を求めている以上、何らかの集計結果を提供できないかと。
  - ⇒ 工事の進捗については、何らかの数値を集計・公表したいが、毎年公表すべき内容としてどのようなものが適切か、検討が必要と考えており、今後、ニーズも踏まえながら検討していきたい。
  - ⇒ 例えば、結果公表時に概要の中で、工事費の予定額と実施額にどの程度差があるか明らかにすることも考えられる。何らかの形で追加した調査事項を結果に活用していることを明らかにすることが必要である。

## オ 集計事項の変更

- 都道府県別集計の廃止はやむを得ないが、補正調査が工事費の実施額と予定額に差がないかを把握するために行うものと考えたと、その差を地域別に検証し、地域差が生じないのかを確認した方がよい。
  - ⇒ 現行の補正調査の結果をみると、都道府県別の集計結果については一定のばらつきはある。ただ、その要因が地域の特性によるものかは分からない。変更後の調査では、全国的な精度を高めつつ、地域別に結果を分析し、統計的に有意なばらつきがあるか等について、検証していきたい。
- 工事費の実施額と予定額との差に、地域差がある可能性があるのであれば、地域ブロック別の集計等について、統計委員会で指摘されている内容を今後の課題としてはどうか。
- 地域差があったとしても、その要因が地域性なのか特殊なものなのかは、一回の検証ではよくわからないところがある。まずは全国の結果精度を高めてい

き、その上で、地域差の検証や地域別の公表の可能性についても検討していくことが必要と考える。

- ・ 今回変更を計画しているネイマン配分法については、全国の結果精度を確保することを念頭に置いているため、地域別表章には適していない面もある。今後、地域別表章のニーズが生じる可能性があるので、標本設計の在り方を含めて、長期的な課題として検討していただきたい。

#### カ 公表時期の変更

- ・ 現行の調査計画では4月公表となっているところ、実態として9月末に公表しているとのことだが、今回の変更は、実態に合わせるために変更するのか。  
⇒ 今回、調査方法を変更することに伴い、督促などの結果精度の確保に必要な業務の実施期間を考慮して、公表時期も変更するものである。少なくとも現在の実態上の公表時期は維持したいと考え、「9月末」としている。

### ② 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査について

#### ○ 集計事項の変更

- ・ 統計表の削除について、ある程度、利活用の乏しい表を削除するのはやむを得ないと思うが、利用者のニーズについては常に確認していただきたい。  
また、本調査だけの話ではないが、集計事項について、網羅的に調査計画に記載するのではなく、必要最低限の集計事項を記載するべきではないか。その際には、利用者への利便性を念頭に検討していただきたい。
- ・ 今回の変更に異論はないが、e-Statの閲覧数については、e-Statの使いやすさの影響もあるかもしれないので、今後は、利用者ニーズの判断についてはe-Statの閲覧数だけを根拠にするのではなく、他の利活用状況も確認した方がよい。

### ③ その他の変更事項

- ・ 調査計画についても、シンプルかつ誤解のないように整理していただきたい。

### (2) 第Ⅲ期基本計画等の指摘への対応状況

- ・ これまでの部会の審議結果を踏まえると、対応は適当である。

### (3) 答申(案)の取りまとめについて

- ・ 昨年発生した毎月勤労統計の問題を踏まえた教訓によれば、問題は調査計画の変更時に生じることが多いので、今回の調査設計の変更に伴う各種処理の変更等について、十分に内容を検証するとともに、マニュアルや記録の整備といったことも意

識しながら、実査に取り組んでいただきたい。

## 6 その他

答申の方向性について、一定の整理がなされたことから、今後は、答申（案）について、メールを活用して審議を行い、最終的には部会での書面決議の上、統計委員会に、本日の審議概要と合わせて報告することとされた。

以 上